

令和8年第3回（9月）定例会 （2026年9月25日）

請願第3号「ひきこもり基本法の制定を求める意見書採択に関する請願」

～賛成討論～

中島章二

請願第3号「ひきこもり基本法の制定を求める意見書採択に関する請願」について、議会運営委員長報告では、『審査の中で「市のひきこもりサポート事業」などを精査すべきであること』また「国の動向を注視するため」継続審査とすべきとの意見があったということから、改めてこの請願を採択すべきとの立場から賛成討論を行います。

本請願は、ひきこもりを本人の甘えや家族の責任として片づけるのではなく、社会全体で受け止め、本人の尊厳と意思を尊重した支援を進めるため、国に対して「ひきこもり基本法」の制定を求めるものです。内閣府が令和5年3月に公表した調査では、ひきこもり状態にある人は15歳から64歳までで全国約146万人と推計されており、決して一部の限られた人だけの問題ではありません。50人に1人ほどがその状態にあると考えれば、私たちの身近な地域、家族、友人、同僚の中にも、現在、声を上げられず苦しんでいる方がいる可能性があります。

ひきこもりは、学校や職場でのつまずき、人間関係の困難、病気、介護、失業、災害や感染症による環境変化など、さまざまな要因が複雑に重なって生じます。本人が努力していないからでも、家族が支えなかったからでもありません。むしろ、偏見や誤解によって相談すること自体が難しくなり、孤立が深まり、支援につながるまでに長い時間を要してしまうことこそが大きな課題です。

日田市においても、人口減少や高齢化、地域コミュニティの担い手不足が進む中で、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりは重要な課題です。ひきこもりの問題は、福祉だけでなく、教育、雇用、医療、人権、地域づくりと深く関わっています。ご本人がすぐに就労や社会参加を目指すことだけが支援ではありません。まずはご本人やご家族が安心して相談できること、否定されずに受け止められること、本人のペースで人や社会とつながり直せることが大切です。

しかし現状では、相談窓口や居場所づくり、家族支援、人材育成などの体制には地域差があります。どの地域に住んでいるかによって支援の質や量が左右される状況は、看過できません。国が基本理念を示し、国と地方公共団体の責務を明確にし、継続的な実態調査と施策の検証を行う法的基盤を整えることは、日田市のような地方自治体が安定して支援を進めるうえでも大きな意味を持ちます。

また、いわゆる 8050 問題や親なき後の問題は、時間の経過とともに深刻さを増していきます。支援につながらないまま年齢を重ねれば、本人だけでなく家族の生活も困難になり、地域社会全体で支える必要性が高まります。だからこそ、問題が表面化してから対応するのではなく、早い段階で相談できる仕組み、孤立を防ぐ仕組み、地域で見守り支え合う仕組みを早急に整えることが必要です。

本請願が求めているのは、特別な誰かだけを優遇する制度ではありません。困難を抱えた人を孤立させず、本人の尊厳を守り、家族だけに責任を背負わせない社会をつくるための土台です。そして、その土台を国に求める意見書を日田市議会として提出することは、市民の生活に最も近い議会だからこそ果たすべき役割であると考えます。

今定例会において日田市議会がこの請願を採択することは、今、声を上げにくい状況にあるご本人やご家族に対し、「あなた方は一人ではない」「地域社会として受け止める」という明確なメッセージを送ることにもなります。偏見をなくし、安心して相談できる地域をつくる第一歩として、本請願は大きな意義を持っています。

以上の理由から、私は、請願第 3 号を採択し、国に対してひきこもり基本法の制定を求める意見書採択に関する請願に賛成いたします。議員各位におかれましても、本請願の趣旨をご理解いただき、ぜひご賛同くださいますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。